四三八　電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件　二二　三

四三九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二二　287　一七

四四〇　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二四　288　三三

四四一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二四　288　三四

四四二　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二四　288　三五

四四三　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二四　288　三六

四四四　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二四　288　三六

四四五　放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の一部を改正する件　二五　三

四四六　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分・平成二十六年分～平成二十七年分）を公表する件　二五　290　二六

○総務省、法務省

一　法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準の一部を改正する件　二五　三

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一　水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針　七　274　一九　五

○総務省、経済産業省

四　石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件　四　五

○政治資金適正化委員会

六七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一　五

六八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二　三

六九　〃　八　二

七〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一六　二

七一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一六　二

七二　〃　二二　三

七三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二五　三

七四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二八　三

○法務省

五八九　除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件　一　五

五九〇　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　五

五九一　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二　三

五九二　日本国に帰化を許可する件　二　三

五九三―五九四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定を定める件の一部を改正する件　二　四

五九五―五九九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二　四

六〇〇　日本国に帰化を許可する件　三　四

六〇一　除籍の一部が滅失した件　四　六

六〇二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　七　二

六〇三―六〇七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　七　二

六〇八　除籍の一部が滅失した件　七　三

六〇九　日本国に帰化を許可する件　八　二

六一〇　〃　九　三

六一一　〃　一〇　三

六一二　除籍が滅失した件　一一　三

六一三―六一四　原戸籍の一部が滅失した件　一一　三